

防災士資格取得から補助金交付までの流れ

市民防災組織が対象（毎年度4名まで、先着順。ただし、1組織につき毎年度2名まで）の補助金で、認定特定非営利活動法人日本防災士機構（以下、日本防災士機構）が認定する『防災士』の資格取得にかかる費用を助成する制度です。

【0】申請予約

1組織につき毎年度2名までとなりますので、予約前に必ず市民防災組織の代表者に相談してください。

市民防災組織内で了承が得られたら、立川市ホームページ内専用ページで入力いただくか、直接、防災課窓口にお越しいただき、受講日程等の確認をさせていただいた後、予約を受け付けます。（予約時期や予約状況によっては、予約できない場合もございます。ご了承ください。）

※年度内の取得が難しい場合や、受講をやめる場合は、下記連絡先に、必ずご連絡ください。

【1】受講申込み

受講者本人が、日本防災士機構が認証した実施機関の実施する講習に申込みます。受講申込みの方法や開講状況・空席状況等は、日本防災士機構のホームページをご参照ください。

申請予約の段階で、防災課に受講日程を伝えていない場合は、決まり次第お伝えいただくようお願いします。

※受講申込みの際の支払証明書類は紛失せぬようご注意ください。【4】の申請時に必要です。

【2】受講・受験

講習を受講し、資格取得試験を受験します。

下記連絡先に、必ず合否連絡をしていただくようお願いします。

※不合格となった場合、補助金は交付できません。

【3】防災士資格認証登録

合格後、日本防災士機構へ防災士資格認証登録をします。

※防災士認証状は紛失せぬようご注意ください。【4】の申請時に必要です。

【4】申請書・請求書・実績報告書等の提出

【1】～【3】を完了後、資格取得にかかった費用を市に申請します。

補助は市民防災組織を対象としておりますので、提出書類には市民防災組織の代表者印が必要となります。また、添付書類として、防災士認証状の写し、支払いを証明する書類が必要です。提出書類はホームページからダウンロードしていただくか、防災課窓口でもお渡しいたします。

※請求書に記載する口座については、市民防災組織で使用している口座を記載してください。個人名の口座には振り込み不可となります。

連絡先 立川市市民生活部防災課 TEL 042-523-2111 (内2531) FAX 042-528-4333
--